

伝送サービス規律の在り方について (総論)

平成21年2月27日

現行の伝送サービス規律

電気通信役務利用放送 コンテンツ

現行の伝送サービス規律＝電気通信事業法	
規律の目的 (第1条)	<p>電気通信事業の公共性にかんがみ、</p> <ul style="list-style-type: none"> その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、 その公正な競争を促進することにより、 電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに利用者利益を保護し、 電気通信の健全な発達・国民の利便の確保を図り、 公共の福祉を増進すること。
規律の対象 (第2条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信＝有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること 電気通信役務＝電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること 電気通信事業＝電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業 <p>(注)右のものは含まない又は除く。</p>
規律の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 検閲の禁止、通信の秘密の保護 不当な差別的取扱いの禁止 重要通信の優先取扱い義務 事業の登録又は届出 基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務の規律 電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情処理義務 業務の停止等の報告 電気通信設備の接続 電気通信設備の技術基準 土地等の使用等についての規律

- 放送
- 有線テレビジョン放送
- 有線ラジオ放送
- 受託放送役務
- チャンネルリース
- 有線放送電話役務

伝送設備

外形的に伝送サービスと類型化できるもの

- 外形的に伝送サービスと類型化できるものとしては、次のものが挙げられるのではないか。
 - 受託放送役務
 - 【現行規律】 委託放送事業者と受託放送事業者との関係は、単なる電気通信事業者とそのユーザとの関係とは異なり、設備の提供者と国の認定を受けた特定の委託放送事業者との関係であり、また、表現の自由について特に慎重な配慮が必要であること等から、一般の電気通信と異なった規律が必要であるため、もっぱら放送法により規律することとし、「電気通信事業」の定義から除外。
 - 有線テレビジョン放送のチャンネルリースに係る事業（有線テレビジョン放送施設者による施設の使用の承諾）
 - 【現行規律】 有線テレビジョン放送施設について、許可を受けた者が、施設の独占を通じて有線テレビジョン放送市場を歪めるおそれがあるため、有線テレビジョン放送法により施設の提供義務を課し、業務を規律。「電気通信事業」の定義から除外。
 - 有線放送電話役務
 - 【現行規律】 電気通信事業の自由化以前に電電公社の一元的運営を阻害しない範囲で、主として農山漁村における広報連絡手段として法制上整理されたものであり、電気通信事業の自由化後も同様に扱われているもの。

- その他、次のものについては、どのように考えるべきか。
 - 施設と放送番組の編集の主体が一体化している放送の施設の部分
 - 施設と放送番組の編集の主体が一体化している有線テレビジョン放送の施設の部分

外形的に伝送サービスと類型化できるもの等の扱い

(放送関係)

- 受託放送役務、チャンネルリース、電気通信役務利用放送のための電気通信役務で、伝送サービス規律の適用が異なっているが、合理的か。(⇒資料4)
- 放送の施設の部分については、どう考えるべきか。
- 伝送サービス規律の対象とするか否かは、伝送サービス規律の個別規定ごとに、その規定を適用することにより、どのような影響があるか、どのような法益を確保するのかを考慮して検討するべきではないか。

(有線放送電話関係)

- 「外形的に伝送サービスと類型化できるもの」のうち有線放送電話役務については、例えば、次のような考え方があるのではないか。
 - ⇒(考え方①) 有線放送電話サービスは、電気通信事業法の対象である電話サービスと変わりがないため、伝送サービス規律の対象とすべきではないか。
 - ⇒(考え方②) 他方、有線放送電話サービスは、その実態、提供の規模からみて、縮小傾向にあり、既存のサービスをあえて伝送サービス規律の対象とする必要はないのではないか。

伝送サービス規律の個別規定について

◆ 「外形的に伝送サービスと類型化できるもの」等について伝送サービス規律の個別規定を整備・適用することによって、確保すべき法益はあるか。

● 伝送サービス規律のうち業務に着目した規律については、どのように考えられるか。

⇒ 電気通信事業法は、一部の役務を除き、原則として契約約款規制を廃止している一方、現在の受託放送及びチャンネルリースには特別の規律がある。個別規定を整備・適用することによって確保される法益として何が想定されるか。(→利用者保護については、資料7)

● 伝送サービス規律のうち設備に着目した規律については、どのように考えられるか。

⇒ 「電気通信設備の接続についての規律」について、どう考えることができるか。

⇒ 「電気通信設備の技術基準についての規律」「土地の使用等についての規律」について、どう考えることができるか。(→技術基準については、資料6)

【主な伝送サービス規律】

<業務に着目した規律>

- ・ 基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務の規律
- ・ 電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情処理義務
- ・ 業務の停止等の報告

<設備に着目した規律>

- ・ 電気通信設備の接続についての規律
- ・ 電気通信設備の技術基準についての規律
- ・ 指定電気通信設備設置者に対する接続に関する規律
- ・ 土地等の使用等についての規律

⇒ 個々の規律の適用の必要性は、別途、個々の規律ごとに検討する必要があるのではないか。